

◎ 東日本旅客鉄道株式会社訪日外国人旅行者等向け IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社訪日外国人旅行者等向け IC カード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2021年12月13日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>東日本旅客鉄道株式会社 訪日外国人旅行者等向け ICカード乗車券取扱規則</b></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、訪日外国人旅行者等に発売する IC チップを内蔵する無記名のカードに記録された金銭的価値等（以下、「Welcome Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p><u>(1) 「小児用 Welcome Suica」とは、小児の利用に供する無記名の Welcome Suica をいいます。</u></p> <p><u>(2) 「大口販売用 Welcome Suica」とは、当社が指定する旅行会社又は交通事業者等（以下、これらを総称して「旅行会社等」といいます。）を通じて訪日外国人旅行者等に発売する Welcome Suica をいいます</u></p> <p><u>(3) 「Welcome Suica カード」とは、Welcome Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体をいいます。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>東日本旅客鉄道株式会社 訪日外国人旅行者等向け ICカード乗車券取扱規則</b></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、訪日外国人旅行者<u>その他対象者</u>等に発売する IC チップを内蔵する無記名のカードに記録された金銭的価値等（以下、「Welcome Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p><u>(1) 「Welcome Suica (短期用)」とは、当社が直接又は当社が指定する旅行会社、交通事業者、自治体等（以下、これらを総称して「旅行会社等」といいます。）を通じて訪日外国人旅行者等向けに発売する Welcome Suica であって、その有効期間を第9条第1項で定めるものをいいます。</u></p> <p><u>(2) 「Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き)」とは、当社が旅行会社等を通じて訪日外国人旅行者等向けに発売する Suica 企画乗車券の情報をあらかじめ記録した Welcome Suica であって、その有効期間を第9条第2項で</u></p>

(4) 「レファレンスペーパー」とは、Welcome Suicaの有効期間や旅客の区分（大人又は小児）等のカード情報を記した帳票をいいます。

定めるものをいいます。

(3) 「Welcome Suica（長期用）」とは、当社が旅行会社等を通じて訪日外国人旅行者等向けに発売するWelcome Suicaであって、その有効期間を第9条第3項で定めるものをいいます。

(4) 「Suica Light」とは、当社が旅行会社等を通じて、日本国内外の対象者向けに発売するWelcome Suicaをいいます。

(5) 「小児用Welcome Suica」とは、第1号から第3号のうち、小児の利用に供するWelcome Suicaをいいます。

(6) 「レファレンスペーパー」とは、Welcome Suicaの有効期間、旅客の区分（大人又は小児）及びSuica企画乗車券の情報等のカード情報を記した帳票をいいます。

(7) 「Welcome Suicaカード」とは、第1号から第5号に規定するWelcome Suicaとして使用できる当社所定のカード型情報記録媒体をいいます。

2 この規則に定めのない用語の定義については、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。以下、「旅客規則」といいます。）及びIC規則の定めるところによるものとします。なお、IC規則による場合、「Suica」とあるのは、「Welcome Suica」と読み替えるものとします。

2 この規則に定めのない用語の定義については、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。以下、「旅客規則」といいます。）及びIC規則の定めるところによるものとします。なお、IC規則による場合、「Suica」とあるのは、「Welcome Suica」と読み替えるものとします。

(略)

(略)

(Welcome Suicaの発売)

(Welcome Suicaの発売)

第7条 第5条の規定により、当社が利用者にWelcome Suicaカードを譲渡する場合は、当社は、別に定める方法により、利用者からSF相当額、Suica企画乗車券相当額又はその両方を収受します。~~(以下、この取扱いを「Welcome Suicaの発売」といいます。)~~

第7条 第5条の規定により、当社が利用者に Welcome Suica（短期用）のWelcome Suicaカードを譲渡する場合は、当社は、別に定める方法により、あらかじめSFをチャージしたWelcome Suicaカード、Suica企画乗車券のみを記録したWelcome Suicaカード、若しくはその両方を記録したWelcome Suicaカードを譲渡するものとし、利用者から直接又は旅行会社等を通じて、SF相当額、Suica企画乗車券相当額又はその両方を収受します。

2 当社が利用者に大口販売用 Welcome Suica の Welcome Suica カードを譲渡する場合は、当社は、あらかじめ Suica 企画乗車券の情報を記録した Welcome Suica カードを譲渡するものとし、利用者から Suica 企画乗車券相当額を収受します（以下、この取扱いを「大口販売用 Welcome Suica の発売」といいます。）。

3 小児用 Welcome Suica の発売の申込みの際には、利用者は、係員にパスポート等の公的証明書を呈示し、当該小児用 Welcome Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。また、Welcome Suica 専用発売機によって申込みをする場合は、生年月日を Welcome Suica 専用発売機によって登録しなければなりません。

4 小児用 Welcome Suica のうち、大口販売用 Welcome Suica の発売の申込みに際しては、利用者は購入する旅行会社等に対し、パスポート等の公的証明書を呈示し、当該小児用 Welcome Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。

(Welcome Suica の利用開始日)

第8条 Welcome Suica の有効期間開始の起算となる日（以下、「利用開始日」といいます。）は、利用者が Welcome Suica カードを Welcome Suica 専用発売機及び当社が別に定める機器で購入した日とします。

2 前項の規定にかかわらず、大口販売用 Welcome Suica の利用開始日は、利用者が次の各号の1に該当する処理をしたときとします。

2 第5条の規定により、当社が利用者に Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の Welcome Suica カードを譲渡する場合は、当社は、あらかじめ Suica 企画乗車券の情報を記録した Welcome Suica カードを譲渡するものとし、利用者から旅行会社等を通じて、Suica 企画乗車券相当額を収受します。

3 第5条の規定により、当社が利用者に Welcome Suica (長期用) の Welcome Suica カードを譲渡する場合は、当社は、あらかじめ SF をチャージした Welcome Suica カードを譲渡するものとし、利用者から旅行会社等を通じて、SF 相当額を収受します。

4 第5条の規定により、当社が利用者に Suica Light の Welcome Suica カードを譲渡する場合は、当社は、あらかじめ SF をチャージした Welcome Suica カードを譲渡するものとし、利用者から旅行会社等を通じて、SF 相当額を収受します。

5 小児用 Welcome Suica の発売の申込みの際には、利用者は、係員にパスポート等の公的証明書を呈示し、当該小児用 Welcome Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。また、Welcome Suica 専用発売機によって申込みをする場合は、生年月日を Welcome Suica 専用発売機によって登録しなければなりません。

6 小児用 Welcome Suica のうち、旅行会社等を通じた購入に際しては、利用者は購入する旅行会社等に対し、パスポート等の公的証明書を呈示し、当該小児用 Welcome Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。

(Welcome Suica の利用開始日)

第8条 Welcome Suica の有効期間開始の起算となる日（以下、「利用開始日」といいます。）は、利用者が Welcome Suica カードを Welcome Suica 専用発売機及び当社が別に定める機器で購入した日とします。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が旅行会社等を通じて Welcome Suica を購入した場合の利用開始日は、当社にて発行手続きを行った日とします。

- (1) あらかじめ Welcome Suica カードに記録された Suica 企画乗車券の有効区間内の駅の自動改札機から、当該 Welcome Suica カードで入場したとき
- (2) あらかじめ Welcome Suica カードに記録された Suica 企画乗車券の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除く。）及び多機能券売機で、当該 Suica 企画乗車券の利用開始日の指定をしたとき
- (3) Welcome Suica カードの処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除く。）及び多機能券売機によるチャージをしたとき

3 前項各号の 1 に該当する処理をしない場合、当該 Welcome Suica を使用することはできません。

(Welcome Suica の有効期間)

第 9 条 Welcome Suica の有効期間は、Welcome Suica の利用開始日を含む 28 日間です。

2 有効期間を経過した場合は、当該 Welcome Suica に係る利用者の権利は失効します。

3 前二項の規定にかかわらず、Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の利用開始日は、利用者が次の各号の 1 に該当する処理をしたときとします。

- (1) あらかじめ Welcome Suica カードに記録された Suica 企画乗車券の有効区間内の駅の自動改札機から、当該 Welcome Suica カードで入場したとき
- (2) あらかじめ Welcome Suica カードに記録された Suica 企画乗車券の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除く。）及び多機能券売機で、当該 Suica 企画乗車券の利用開始日の指定をしたとき
- (3) Welcome Suica カードの処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除く。）及び多機能券売機によるチャージをしたとき

4 前項各号の 1 に該当する処理をしない場合、当該 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) を使用することはできません。

(Welcome Suica の有効期間)

第 9 条 Welcome Suica (短期用) の有効期間は、利用開始日を含む 28 日間です。

2 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の有効期間は、利用開始日を含む 28 日間です。ただし、当該 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の第 10 条に定める有効期限の残日数が 28 日未満の時点で当該 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の利用を開始した場合の有効期間は、有効期限の残日数までとなります。

3 Welcome Suica (長期用) の有効期間は、利用開始日を含む最大 6 月内で、レファレンスペーパーに記載の期日まで有効です。

4 Suica Light の有効期間は、利用開始日を含む最大 6 月内で、レファレンスペーパーに記載の期日まで有効です。

5 前各項の有効期間を経過した場合は、当該 Welcome Suica に係る利用者の権利は失効します。

(大口販売用 Welcome Suica の有効期限)

- 第10条 ~~大口販売用~~ Welcome Suica には、有効期限が設定されています。
- 2 有効期限は、Welcome Suica カード裏面の当社が指定する位置に表示された年月の末日です。
- 3 当該 Welcome Suica カードに刻印されている有効期限までに第8条第2項各号の1に該当する処理をしない場合、当該 Welcome Suica は失効します。

(レファレンスペーパー)

- 第11条 Welcome Suica の発売をする場合、当社は、レファレンスペーパーを利用者に発行します。
- 2 Welcome Suica カードに IC 規則第 27 条の 2 に規定する Suica 企画乗車券の発売をする場合、当該 Suica 企画乗車券の情報を印字したレファレンスペーパーを発行します。
- 3 前各項の規定にかかわらず、大口販売用 Welcome Suica については、大口販売用 Welcome Suica の発売後にレファレンスペーパーを発行することがあります。
- 4 レファレンスペーパーに Welcome Suica としての効力はありません。

(Welcome Suica の制限事項等)

- 第12条 小児用 Welcome Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときは、当該小児用 Welcome Suica を使用することができません。
- 2 IC 規則第 26 条に規定する Suica 定期乗車券は、Welcome Suica によるサービスにおいては、取扱いを行いません。

(Welcome Suica カードの有効期限)

- 第10条 Welcome Suica カードには、有効期限が設定されています。
- 2 有効期限は、Welcome Suica カード裏面の当社が指定する位置に表示された年月の末日です。
- 3 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) の Welcome Suica カードは、カード裏面に刻印されている有効期限までに第8条第3項各号の1に該当する処理をしない場合、当該 Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) は失効します。

(レファレンスペーパー)

- 第11条 当社が利用者に直接 Welcome Suica の発売をする場合、当社は、レファレンスペーパーを利用者に発行します。
- 2 利用者が旅行会社等を通じて Welcome Suica を購入した場合、当社は、旅行会社等を通じてレファレンスペーパーを利用者に発行します。
- 3 前項の規定にかかわらず、Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) については、発売後に利用者の求めに応じて当社はレファレンスペーパーを発行しません。
- 4 Welcome Suica カードに IC 規則第 27 条の 2 に規定する Suica 企画乗車券の発売をする場合、当該 Suica 企画乗車券の情報を印字したレファレンスペーパーを発行します。
- 5 レファレンスペーパーに Welcome Suica としての効力はありません。

(Welcome Suica の制限事項等)

- 第12条 小児用 Welcome Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときは、当該小児用 Welcome Suica を使用することができません。
- 2 IC 規則第 26 条に規定する Suica 定期乗車券は、Welcome Suica によるサービスにおいては、取扱いを行いません。

3 小児用 Welcome Suica を利用する場合、利用者は小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

4 Welcome Suica カード を利用する場合、大口販売用 Welcome Suica の当社が認める一部利用 を除き、利用者は当該 Welcome Suica のレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

5 Suica 企画乗車券を購入する場合、Suica 企画乗車券の有効期間が当該 Welcome Suica カード の有効期間を経過して購入することはできません。

(略)

(当社以外の事業者が発行した IC カードに障害が発生した場合の特殊な取扱い)

第 18 条 IC 規則第 61 条第 2 項に規定する事業者が発行した次の各号の IC カードについて障害が発生した場合は、前条に準じて取り扱うこととします。ただし、返金については当該 IC カードの発行会社に限り行います。

(1) 株式会社パスモが発行する「PASMO PASSPORT」

(準拠法および管轄裁判所)

3 小児用 Welcome Suica を利用する場合、利用者は小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

4 Welcome Suica を利用する場合、旅行会社等を通じて購入した Welcome Suica (Suica 企画乗車券付き) 等当社が認める一部の場合 を除き、利用者は当該 Welcome Suica のレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

5 Suica 企画乗車券を購入する場合、Suica 企画乗車券の有効期間が当該 Welcome Suica の有効期間を経過して購入することはできません。

(略)

(当社以外の事業者が発行した IC カードに障害が発生した場合の特殊な取扱い)

第 18 条 IC 規則第 61 条第 2 項に規定する事業者が発行した次の各号の IC カードについて障害が発生した場合は、前条に準じて取り扱うこととします。ただし、返金については当該 IC カードの発行会社に限り行います。

(1) 株式会社パスモが発行する「PASMO PASSPORT」

#### (禁止行為)

第 19 条 当社は、第 1 条に定める Welcome Suica の利用において、次の各号の行為を禁止します。いずれかに該当した場合、またはその疑いがあると当社が判断した場合、販売停止等の処置をとることがあります。

(1) 換金を目的とした商品購入

(2) その他、チャージした SF の換金目的での利用等、本来の目的とは異なる利用をする行為

(準拠法および管轄裁判所)

**第19条** この規則の準拠法は日本法とします。

2 この規則に関連する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規則は日本語版を正文とし、英語版の内容と日本語版の内容に相違がある場合は、日本語版の内容を優先します。

**第20条** この規則の準拠法は日本法とします。

2 この規則に関連する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規則は日本語版を正文とし、英語版の内容と日本語版の内容に相違がある場合は、日本語版の内容を優先します。